

接待営業に関する確認書

接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業を営むには、「風俗営業の許可」が必要です。

例えば、

- ・「クラブ〇〇」等の屋号を用いている
- ・カウンター席に比べてボックス席が多い（3席以上ある）
- ・1日に出勤する女性従業員が多く（3人以上いる）、ホステス等という呼称を用いる
- ・女性の指名料、ドリンクバックがある

等の場合は、一般的には風俗営業と認められます。

以下の行為は、接待に当たります。

- 特定少数の客の近くにはべり、継続して、談笑の相手となったり、酒等の飲食物を提供したりする行為（通常、カウンター以外のボックス席において、女性従業員が客の隣や正面に座り、客の相手をする事は接待に当たります。接待にならないようにするには、飲食物を提供した後、席を離れる必要があります。）
- 特定少数の客に対して、専らその客の用に供している客室又は客室内の区画された場所において、歌舞音曲、ダンス、ショー等を見せ、又は聴かせる行為
- 特定少数の客の近くにはべり、その客に対し歌うことを勧奨し、若しくはその客の歌に手拍子を取り、拍手をし、若しくはほめはやす行為又は客と一緒に歌う行為（デュエット等）
- 特定の客の相手となって、その身体に接触しながら当該客にダンスをさせる行為
- 客とともに、遊戯、ゲーム、競技等を行う行為
- 客とダンスをしたり、身体を密着させたり、手を握る等客の身体に接触する行為

※ 無許可で風俗営業を営めば、

- 刑事処分～5年以下の拘禁刑、1,000万円以下の罰金
- 行政処分～6月間の営業停止

の対象となります。